伐採及び伐採後の造林の届出に係る提出書類について

鉾田市

茨城県地域森林計画の対象地（５条森林）にて立木の伐採を行う場合、以下の書類の提出が必要です。

事前確認事項

◎**地目や現況にかかわらず**、伐採する森林が茨城県地域森林計画の対象地（５条森林）に該当するかお問い合わせください。

◎茨城県地域森林計画の対象地（５条森林）にて開発行為を行い、その面積が1ha（**開発目的が太陽光発電施設の場合は0.5ha※**）を超える場合は「林地開発」に該当し、茨城県に許可申請が必要となります。

※太陽光発電施設に係る採光・保守・管理等のために伐採を行う面積も含みます。

なお、隣接地等に同様の開発行為が確認される場合、一体的な開発とみなされ、「林地開発」に該当することがあります。

◎土地所有者と伐採者が異なる場合には、以下の「伐採及び伐採後の造林の届出書」は**連名**で提出してください。

伐採開始の 90日前 ～ 30日前

➡ **伐採及び伐採後の造林の届出**

★必須書類

書類名	内容	具体例	備考
①伐採及び伐採後の造林の届出書			
②(別添)伐採計画書			
③(別添)造林計画書			目的にかかわらず必要
④位置図	対象地の位置が分かるもの		④⑤は一括可能
⑤区域図	事業区域(範囲)が分かるもの		
⑥届出者の本人確認書類（写し）	届出者の住所が分かるもの	【個人】住民票、運転免許証 等 【法人】法人の登記事項証明書 等	連名の場合、それぞれ必要
⑦土地所有者の確認書類（写し）	土地の所有者が分かるもの	土地の登記事項証明書 等	

★条件により必要となる書類

書類名	内容及び具体例	備考
⑧（転用目的が森林**以外**の場合） ➡ 小規模林地開発概要書		面積にかかわらず必要
⑨（伐採者が土地所有者と異なる場合） ➡ 委任状	・立木の伐採 ・届出の提出　　左記２つに係る委任	様式任意
⑩（土地の境界が明らかでない場合） ➡ 土地境界確認書類		
⑪（他法令の許認可が必要な土地の場合） ➡ 他法令許認可確認書類		
⑫（開発目的が**太陽光発電施設**の場合） ➡ 太陽光発電施設関係書類	経済産業省の経営認定書、認定図面、 東京電力パワーグリッドとの連結契約書 等	

伐採完了後 30日以内

➡ **伐採に係る森林の状況報告** ※間伐の場合、不要

★必須書類

書類名	内容	備考
①伐採に係る森林の状況報告書		
②写真	伐採後の状況が分かるもの	

造林完了後 30日以内

➡ **伐採後の造林に係る森林の状況報告** ※間伐及び転用目的が森林以外の場合、不要

★必須書類

書類名	内容	備考
①伐採後の造林に係る森林の状況報告書		
②写真	造林後の状況が分かるもの	

【お問い合わせ】
鉾田市 農業振興課 畜産林務係　TEL:0291-36-7651(直通)